

附表 耐震診断の方法の名称と安全性の評価

※耐震診断の方法は、平成18年国土交通省告示第184号において定められており、それらのうちのいずれかの方法を用いて診断を実施すればよい。  
 なお、下記の①～④の方法は、(1)用途ごとの公表一覧表に記載があるものであり、それ以外の方法は記載を省略している。

耐震診断方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性		
		I	II	III
		大規模の地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い	大規模の地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある	大規模の地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い
A	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$\frac{I_s}{I_{s0}} < 0.5 \text{ 又は } C_{TU} \cdot S_D < 0.15 \cdot Z \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq \frac{I_s}{I_{s0}} \text{ かつ } 0.3 \cdot Z \cdot G \cdot U \leq C_{TU} \cdot S_D$
B	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)	$I_s < 0.3 \text{ 又は } \alpha < 0.5$	左右以外の場合	$0.6 \leq I_s \text{ かつ } 1.0 \leq \alpha$
C	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(1997年版)(鉄骨が充複材の場合)	$\frac{I_s}{I_{s0}} < 0.5 \text{ 又は } C_{TU} \cdot S_D < 0.125 \cdot Z \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq \frac{I_s}{I_{s0}} \text{ かつ } 0.25 \cdot Z \cdot G \cdot U \leq C_{TU} \cdot S_D$
D	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあっては、地震に係る部分に限る。)に限る。)に適合するものであることを確認する方法	—	—	確認できる

I：大規模の地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。

II：大規模の地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。

III：大規模の地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

(※) 震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。

いずれの区分にあっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれが少なく、倒壊するおそれはない。

(※) 表に掲げる補正係数は、備考欄に記載がある場合を除き、 $Z=0.8$ 、 $G=1.0$ 、 $U=1.0$ として算定されている。